

公売公告兼見積価額公告

3 築 税 第 042103 号
令和 3 年 4 月 21 日

福岡県築上郡築上町長 新川 久三

国税徴収法第94条の規定に基づき差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定に基づき公告します。
また、同法第98条の規定に基づき公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定に基づき公告します。

公 売 財 産	売却区分番号	名称・性質・所在・地上権等の内容・その他	公売保証金	見積価額 (最低公売価額)	
	2	所 在:福岡県築上郡築上町大字西八田 地 番:1715番4 地 目:宅地 地 積:552.13㎡	634,000円	6,340,000円	
公 売 方 法		入札(期日入札)			
公 売 参 加 申 込 期 間		令和3年4月21日(水)13時00分から 令和3年5月11日(火)10時00分まで			
入 札 期 間		令和3年5月11日(火)10時00分から令和3年5月11日(火)11時00分まで			
公 売 場 所		築上町役場 1階 相談室1-2・1-3			
開 札 場 所		築上町役場 1階 相談室1-2・1-3			
最 高 価 申 込 者 決 定		日時	令和3年5月11日(火)11時30分	場所	築上町役場 1階 相談室1-2・1-3
売 却 決 定		日時	令和3年5月27日(木)9時00分	場所	築上町役場 税務課 徴収係
買 受 代 金 納 付 期 限		令和3年5月27日(木)14時30分			
買 受 人 について の 資 格 そ の 他 の 要 件		<p>以下のいずれかに該当する方は、公売へ参加すること及び財産を買い受けることができません。また、(1)から(7)に該当する方は、代理人を通じて参加することもできません。</p> <p>(1) 国税徴収法第92条(買受人の制限)又は同法第108条第1項(公売実施の適正化のための措置)に該当する方。 (2) 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方。 (3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。) (4) 暴力団員等が役員となっている者。 (5) 自己の計算において入札等をさせようとする者が暴力団員等である場合。 (6) (3)から(5)に該当しない旨の陳述書を提出しない者。 (7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。 (8) 20歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。 (9) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。 (10) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除きます。</p> <p>※ 売却決定の日時まで、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されることがあります。</p>			
そ の 他		<p>(1) 公売財産の入札に係る買受けの申込をしようとする者は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要で す。</p> <p>(2) 代金の納付については、公売保証金、買受代金ともに現金持参、又は納付書(指定金融機関で使用可能)でなければ納付できません。</p> <p>(3) 入札価額が見積価額以上かつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定し、売却決定を行います。</p> <p>(4) 開札の結果、最高価申込者が2人以上いるときは、最高価申込者を対象に追加入札を実施します。この追加入札は公告のとおり、期日入札の方法により行います。追加入札の入札価額は、その追加入札の基因となった入札価額以上の価額でなければなりません。又、追加入札をすべき者が入札をしなかった場合又は追加入札の価額がその基因となった入札価額に満たない場合には、国税徴収法第108条の規定が適用される場合があります。</p> <p>(5) 追加入札の結果、なおその追加入札の入札価額が同額の場合は、抽選により当選した者を最高価申込者として決定します。</p> <p>(6) 一度提出した入札書は、変更及び取消しをすることができません。</p> <p>(7) 買受人が買受代金を納付するまでに滞納税額完納の事実が証明された時、又は公売を取り消すべき理由が判明した時は、公売を取り消します。</p> <p>(8) 買受代金を納付期限までに納付しない時は、公売保証金は返還できません。</p> <p>(9) 公売財産について権利移転及び危険負担移転の時期は買受代金完納の時とします。したがって代金完納後は買受人の所有となりますから、財産のき損焼失等による損害は買受人の負担となります。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときとなります。</p> <p>(10) 次順位買受申込者制度の適用があります。また、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の時期が異なる場合があります。</p> <p>(11) 公売財産は現況のまま引き渡します。</p> <p>(12) 地積等は公簿表示によります。また、境界については隣地所有者と協議してください。</p> <p>(13) 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。</p> <p>(14) 入札方法に関しては、築上町公売入札心得をお読みください。</p>			

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を築上町に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は築上町に用意しております。

この処分に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内、または地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い方の期限までに、築上町長に対して審査請求をすることができます。また、審査請求に係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③のいずれかに該当する場合には、審査請求に対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から起算して3ヶ月を経過しても決定がないとき
- ②処分の執行または手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

(注：上記②または③に該当する場合においても地方税法第19条の4に規定する期限後は、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。)